

宿泊税の見直し（素案）

2025(令和7)年11月





目次

宿泊税の沿革と状況変化	3
使途の在り方	7
課税対象	11
課税方式	14
税負担率（税率）	18
税制の見直しに伴う取組	21
持続可能な観光振興と宿泊税の役割	23

宿泊税の沿革と状況変化



制度導入の背景と目的

東京都は、約20年前（2002年）に、観光施策の財源確保に向けた法定外目的税として宿泊税を創設しました。

都の宿泊税は、税負担能力に配慮しつつ簡素で分かりやすい制度としたものであり、観光施策を財政面から支える役割を果たしてきました。

宿泊税の導入

- 将来の成長産業である観光の振興と、その財源確保に向けて、厳しい財政状況を踏まえ、新税を創設すべきとの提案が2000年に東京都税制調査会（都税調）から発表されました。
- この提案を踏まえ、2002年、東京都は課税自主権を活用した法定外目的税として宿泊税を全国で初めて導入しました。

税負担能力を踏まえた制度設計

- 宿泊旅行客は、日帰り旅行客よりも相対的に税負担能力が高いと考えられることから、都内の旅館・ホテルに宿泊される方を宿泊税の課税対象としています。
- 料金が低廉な宿泊や、修学旅行・ビジネス利用などに配慮するため、一人1泊あたり宿泊料金が10,000円未満の宿泊は課税免除としています。
- 税率も、税負担能力を加味しつつ簡素な制度となるように設定しています。
- 具体的には、一人1泊あたり宿泊料金が10,000円以上15,000円未満：1泊100円、15,000円以上：同200円としています。これらの課税の在り方は制度創設以降維持されてきました。

観光振興の財源

- 宿泊税は、観光施策の財源を安定的に確保するための目的税です。税収は、全額が観光施策の財源として活用されており、観光施策の例については、主税局HPなどで公表しています。

東京都の宿泊税（現行制度）

目的 等	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	
納税義務者	都内の旅館・ホテルの宿泊者	
課 稅 免 除	宿泊料金一人1泊 10,000円未満の宿泊	
税 率	宿泊料金一人1泊 10,000円以上15,000円未満の宿泊 15,000円以上の宿泊	100円 200円
徴 収 方 法	旅館・ホテルによる特別徴収	
施 行 日	2002（平成14）年10月1日	

制度導入までの経緯



観光や宿泊税を取り巻く環境変化と影響

制度創設から20年以上が経過し、旅行客の増加などに伴う行政需要の増大、多様な施設形態の登場や宿泊料金の変化など、東京の観光は大きく変化しました。こうした観光の状況変化は、課税対象や税の負担率、観光施策費と宿泊税収との関係など、税制度にも影響を与えており、時代に即した税制度の見直しが必要となっています。

観光の多様化

- インバウンドをはじめとする観光客の増加、民泊など多様な施設形態の登場、高額な宿泊の増加やダイナミックプライシングの普及といった宿泊料金の変化など、都内観光を取り巻く情勢は、宿泊税の創設時と比べ大きく変化しました。
- この変化は、課税対象となる宿泊や税の負担率など、税制にも影響を与えています。

観光施策の需要拡大と宿泊税収との乖離

- 東京都は、オリンピック・パラリンピック招致を契機とした受入環境の整備など観光施策の充実を図ってきました。一方、都の宿泊税率は他自治体より低く、相対的に税収の伸びは抑制されていると考えられます。
- この結果、観光施策費と宿泊税収が乖離し、宿泊税収が占める割合が減少しました。
- 観光産業の成長は東京、さらには日本の成長のエンジンの一つとして大きな可能性を持っています。観光施策の充実などを通じて、訪都観光客も大幅に増加しており、継続的な取組が必要です。
- 一方、多岐にわたる行政課題に対応するための財源確保も重要な視点です。

宿泊税の全国的な普及

- 観光需要への対応として、各自治体において宿泊税が導入されています。宿泊税の普及に伴い、課税や使途の在り方も、地域の実情に合わせて様々な形で展開されています。

(2025年11月11日時点) 施行済み15団体、未施行28団体

※R7.12.1には2団体(弘前市、松江市)が施行開始



※2024年度までは決算額、2025年度は当初予算額の数値

..... H15年度 26 億円 R7年度 306 億円
都民の魅力を世界に発信 9 億円	外国人旅行者誘致の新たな展開 85 億円
受入体制の整備 8 億円	受入環境の充実 77 億円
観光資源の開発 4 億円	魅力を高める観光資源の開発 69 億円
観光都市支援事業等 4 億円	MICE誘致の推進 42 億円
	推進体制の構築等 22 億円
	人材の育成・活用 10 億円

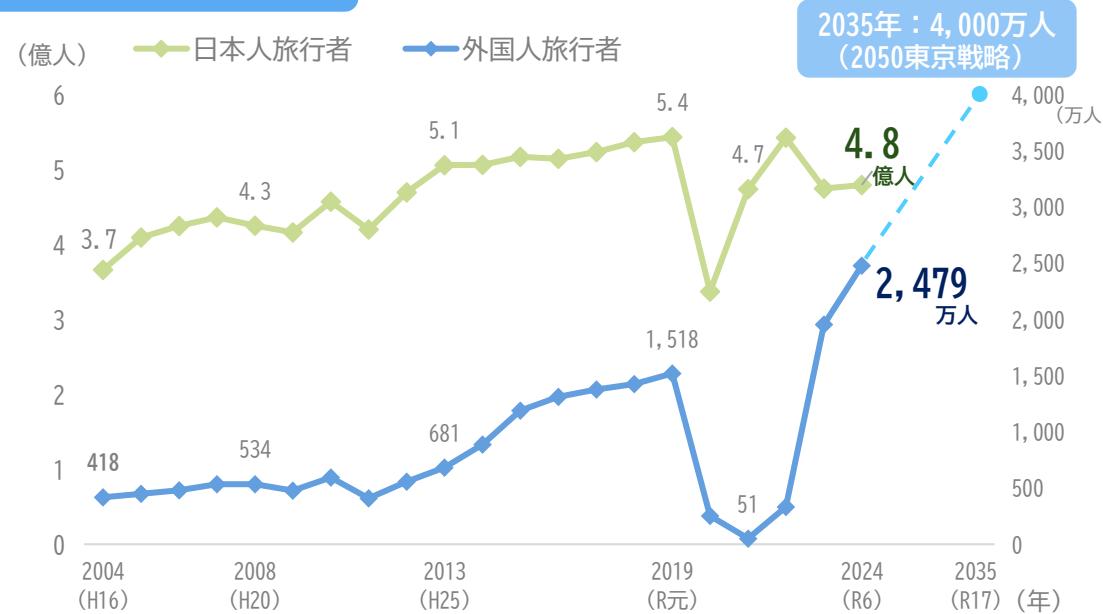
観光施策に係るKPI (2024年度実績)

多様な体験型観光の推進	新たなサービス・コンテンツ開発支援 20件
地域のサステナブル・ツーリズムの推進	持続可能な観光まちづくりを目的に実施する取組への助成 6件
国際会議誘致・開催支援	国際会議開催資金助成 34件

※「2050東京戦略」事業実施状況調査 3か年のアクションプラン一覧より

都内観光や宿泊税の状況

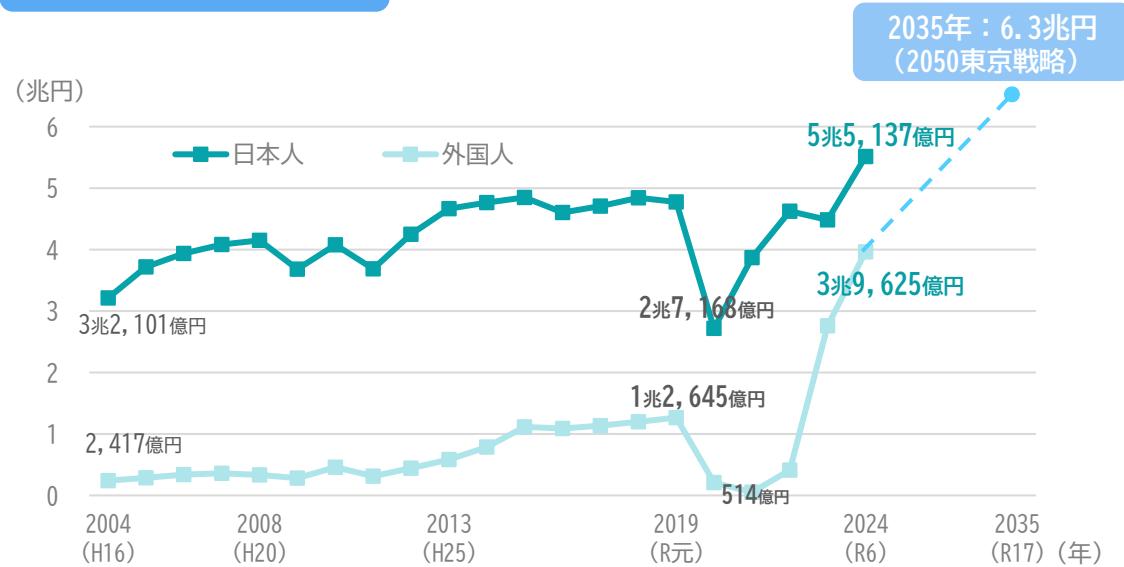
訪都旅行者数



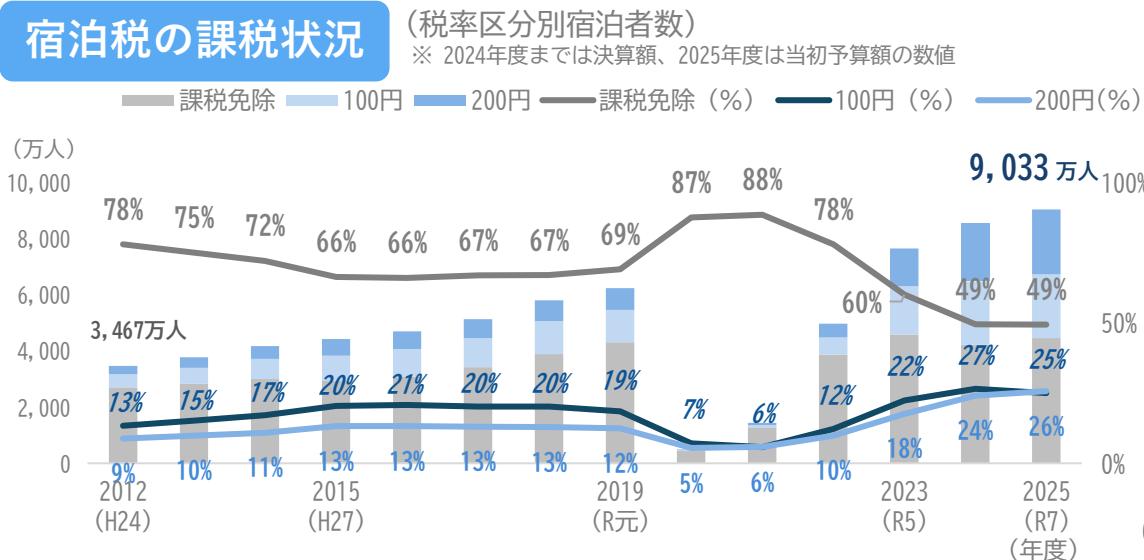
都内延べ宿泊者数



都内観光消費



宿泊税の課税状況



使途の在り方



宿泊税の使いみち

～使途の範囲～

宿泊税は、観光施策の財源を施策の受益者に負担して頂く応益課税として創設された法定外目的税です。観光振興のために負担を頂く以上、宿泊税の使われ方を透明化し、納税される宿泊者はもとより、多くの方から納得頂ける形とすることが重要です。そのため、今回の見直しの一つとして、都の観光施策に関する計画を活用し、使途の範囲をより明確にします。

使途の範囲の明確化（東京都観光産業振興実行プランの活用）

- 国内外から多くの人々が訪れ、観光資源も豊富な東京では、観光施策が多岐にわたります。また、観光の多様化に伴い、観光と関連する施策も一層広がっています。
- こうした状況や、観光施策の推進を支えるという宿泊税の役割を踏まえると、税としての信頼感をより高めるためには、充当事業の範囲を明確にすることが必要です。
- 今後は宿泊税の使途について、都の観光施策に関する計画である東京都観光産業振興実行プラン（以下、「PRIME観光都市・東京」）に基づく事業をその範囲と定め、宿泊税が使われる施策領域を明確化します。

今後の観光情勢の変化への対応

- これまででも都は、観光の変化を捉え、行政ニーズに的確に対応すべく施策の充実強化を図っており、今後も、必要となる観光施策は刻々と変わっていくことが想定されます。このため、宿泊税が使われる範囲についても、情勢変化を適切に反映できる仕組みとする必要があります。
- 今回、宿泊税の使途の範囲として活用することとした「PRIME観光都市・東京」は、都の観光施策の基本計画であり、有識者や観光関係事業者、区市町村など、様々な方の意見を踏まえて改定されるプロセスをとっています。
- この計画を宿泊税の使途の範囲として活用することで、宿泊税は、今後の観光情勢を的確に反映した施策に活用される仕組みとなります。

PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン



観光施策に関する計画に基づく事業を
使途の範囲と定め
宿泊税が活用される施策領域を明確化

有識者や観光関係事業者・区市町村などの意見も踏まえながら、観光の情勢変化を的確に反映した施策に宿泊税を活用していくことができる仕組みを実現

宿泊税の使いみち

～各年度の活用事業選定と情報発信～

宿泊税を活用する具体的な事業は、「PRIME観光都市・東京」の中から、各年度の予算編成を通じて選定します。

また、各年度の活用事業について、東京都HPで公表するなど、更に分かりやすくするため、発信も充実させていきます。

各年度における活用事業の選定と情報発信

- 宿泊税の具体的な活用事業は、「PRIME観光都市・東京」の中から、各施策の効果や実績、事業規模などを考慮しつつ、各年度の予算編成を通じて選定していきます。その結果は東京都HPなどで分かりやすく発信していきます。
- 選定に当たっては、観光施策としての位置付けや、施策の受益の感じやすさなども考慮します。具体的には、「PRIME観光都市・東京」における重点事項や、継続的な効果が見込める観光振興に向けた投資、来訪者の体験向上など、より具体的に効果が実感しやすい施策、幅広い方に受益を感じられる事業などに積極的に充当を図ります。
- 一方、試行段階の事業、外部資金の獲得が期待される事業、主目的が観光振興ではないが観光に寄与する事業などへの充当については、慎重に検討していきます。

観光と生活の調和に向けた取組への活用

- 宿泊税は観光振興を支える税であり、活用事業の実施を通じて、観光に対する都民の皆様の賛同を促し、持続可能な観光の発展につなげていくという視点が重要です。
- 昨今、観光スポットではごみ問題や混雑発生などが課題となっています。また、無許可や無届の違法な宿泊施設が、都民の生活環境に悪影響を与えている事例も見られます。こうした課題への対応については、区市町村など都以外の主体との連携も重要です。
- 持続可能な観光の発展、すなわちサステナブル・ツーリズムの推進に向けて、都はこうした課題への対策の更なる充実強化を図るために、その財源として旅行客の皆様から負担頂いた宿泊税を活用する方向で、施策の検討を加速していきます。

活用事業のイメージ

(具体的な事業は各年度の予算編成で選定)



受入環境の充実

- 宿泊施設のバリアフリー化支援
- デジタルサイネージを活用した観光情報の発信
- 観光案内所の運営やウェルカムカードの作成
- 観光関連事業者のデジタル化推進への支援



魅力を高める観光資源の開発

- 多摩・島しょの特色を生かした観光資源開発
- 地域における観光まちづくりの支援
- ナイトタイム観光推進エリアの創出



観光と生活の調和に向けた取組

- 自治体等によるマナー啓発やごみ対策等への支援
- 住宅宿泊事業制度の適正な運用
- AIを活用した混雑緩和未然防止



人材の育成・活用

- 観光ボランティアの活用
- MICE専門人材の育成

【参考】PRIME観光都市・東京 観光産業振興実行プラン2024-2026

基本方針

- ◎ 復活した観光需要の積極的な取り込み：東京の魅力の磨き上げ・発信により観光客を世界中から積極的に呼び込み、観光消費を拡大
- ◎ 観光における持続可能性の確保：経済の活性化や自然環境・文化の保全、住民と旅行者の良好な関係作りなどバランスの取れた観光を推進
- ◎ 観光産業の基盤の強靭化：宿泊業における人材不足をはじめとした観光産業の課題への対策を講じ、観光産業の一層の成長を確固たるものに

取組推進の視点

- 東京ならではの質の高い観光体験の提供と発信：東京の特色を活かし、食、文化、ナイトタイム観光を重点的に強化 など
- 観光客へのサポート機能の向上：東京の観光公式サイトを通じたエンターテインメント等のチケット購入の円滑化 など
- 日本各地との連携の促進：関西自治体と連携した相互送客プロモーションの実施 など
- サステナブル・ツーリズムの一層の推進：観光客のマナー啓発、サステナビリティの確保に係る国際的な認証取得の支援 など
- 観光関連事業者の経営力強化への支援：観光関連事業者における人材確保、DXの推進、収益力の向上の支援 など

主な政策目標

	2035年目標	現況（2024年）
訪都外国人旅行者数	4,000万人	2,479万人
訪都国内旅行者数	6億人（2030年目標）	4.8億人
訪都国内旅行者消費額	6.4兆円	5.5兆円
訪都外国人旅行者消費額	6.3兆円	4.0兆円
国際会議開催件数の順位（都市別）	世界3位以内	世界16位

※ 「2050東京戦略」掲載の2035年目標値。なお、「訪都国内旅行者数」はPRIME掲載の2030年目標値

課税対象



課税対象の見直し ～対象となる施設の見直し～

制度創設から20年以上が経過し、宿泊施設も観光ニーズに合わせて多様化しており、簡易宿所や民泊の利用も増えています。東京には営業形態や価格帯だけでも幅広い宿泊施設がある今、観光施策の財源についても、施設の種別を問わず負担頂くため、制度見直しの一環として、簡易宿所、民泊における宿泊者の宿泊を課税対象に追加します。

簡易宿所、民泊における宿泊を宿泊税の課税対象に追加

- 制度創設時、簡易宿所は、宿泊料金が低廉かつ小規模な施設が多く、対象とした場合、徴収や申告に係る宿泊施設の負担などが重いことも想定されたため、宿泊税の課税対象外としましたが、近年では、1泊数万円の施設も見られるようになっています。
- 10年前にスタートした民泊は施設・宿泊者とも急速に増えており、施設規模や価格帯も様々なものがあります。
- 簡易宿所や民泊は、旅館・ホテルに比べ低価格な施設が多い状況ですが、宿泊料金が同水準の施設を利用する宿泊客の税負担能力は同じと考えられます。
- そのため、公平性の観点から、簡易宿所や民泊（特区民泊・新法民泊）の宿泊についても、旅館・ホテルと同様とすることが適切であることから、宿泊税の課税対象に追加します。

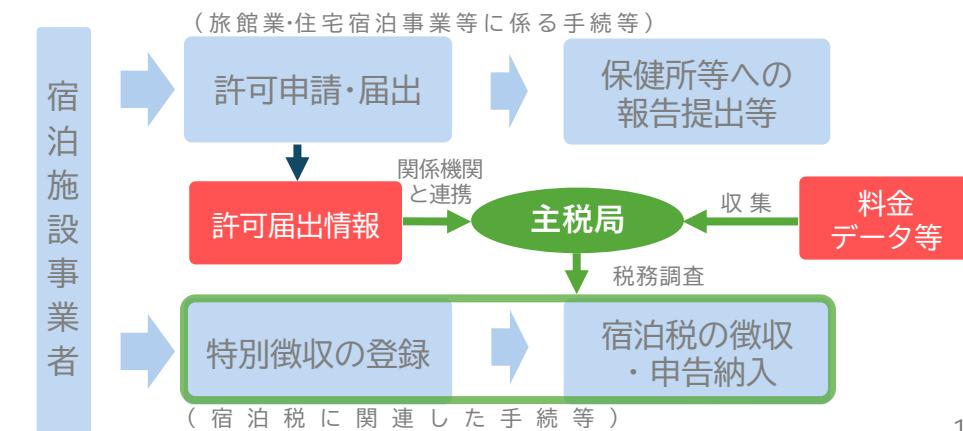
宿泊税の適正な課税等の確保に向けた取組

- 旅館・ホテル、簡易宿所、民泊のいずれの宿泊施設も、関連法令を遵守した適法な運営がなされた上で、宿泊税の申告・納入も、条例にのっとり適切に行われる必要があります。
- 東京都主税局は、関係機関とも連携しながら、民泊等の新たに追加する施設も含めて税務調査を実施し、宿泊税に係る各種手続や申告納入の適正性の確保に努めています。



※ 観光庁「宿泊旅行統計調査」「住宅宿泊事業の宿泊実績」を基に作成。なお、簡易宿所と民泊の集計期間が異なる関係上、両者の集計対象期間は一致しない

適正な課税等の確保に向けた取組



課税対象の見直し～課税免除となる宿泊料金の引上げ～

創設時、低廉な宿泊へ配慮する観点から、課税となる方を2割程度と想定し課税免除を設定しました。今回の見直しでは、この考え方を維持しつつ、宿泊料金の上昇への対応や、観光客の増加などに伴う新たな課題への対応の財源をより広く負担頂く観点から課税免除を見直します。具体的には免除基準を、現在の一人泊10,000円から13,000円へと引き上げます。

課税免除となる宿泊料金の引上げ

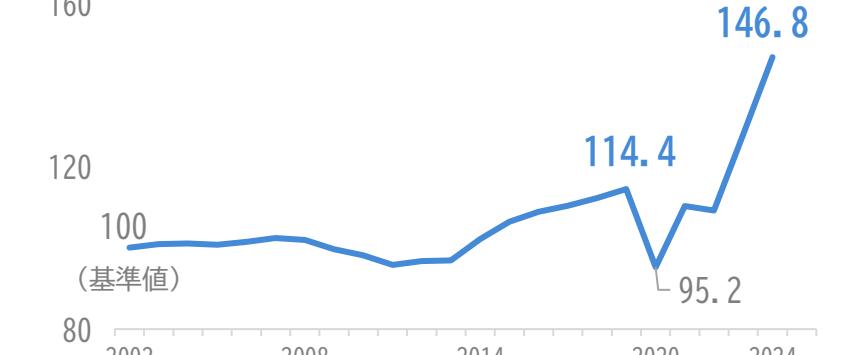
- 宿泊税は、全ての宿泊客が負担するのが公平との考え方もありますが、低廉な宿泊への配慮や、低価格帯の施設の徴収実務への配慮の観点から、都では、宿泊料金が10,000円未満の宿泊に対し、宿泊税を課税しないこととしてきました。
- こうした中、宿泊料金が長期的に上昇し、課税対象が当初想定の2割から5割まで増加したことへ対応すべきとのご意見もある一方、観光客の増加などに伴い生じる新たな課題へ対応するための財源を、来訪した方々から広く支えて頂く観点も重要です。
- そこで、今回の見直しでは、宿泊料金の上昇に対応するため、課税免除を引き上げます。その際、より広く観光客の方に負担頂く観点から、課税対象を制度創設当時の2割ではなく、3割程度の方に負担頂く水準とするため、一人泊13,000円とします。
- これにより、引き続き低廉な宿泊の方の税負担に配慮しつつ、従前よりも広く負担頂く方式へと見直しを図ります。

特定の利用形態への配慮

- 教育への配慮や、修学旅行の誘致促進などに向けて、修学旅行など旅行客の訪問目的などに応じて、宿泊税の課税を免除する仕組みを設けている例もあります。
- 東京での宿泊は、観光に限らず、修学旅行や、ビジネス利用、航空便の乗り継ぎ滞在など、様々な利用が想定されますが、宿泊行為に着目して課税する宿泊税の性質に鑑み、同じ料金水準の宿泊に課税上の差異は設けず、宿泊料金による免除を採用してきました。
- 今回の課税免除基準の見直しにより、修学旅行等にも配慮した水準へと引き上げられることがあります。引き続き、公平性に配慮しつつ修学旅行等にも配慮をしていきます。

(指数)
160

宿泊料の推移（2002年基準）



※ 総務省「2020年基準 消費者物価指数 全国」を基に2002年を基準値(100)として作成

他団体の課税免除の例

課税免除の例	団体数
修学旅行生	28/43団体
年少者（12歳未満等）	5/43団体

※ 各自治体HPを基に作成

都内宿泊施設へのアンケート（修学旅行生向け料金）

74%

19%

4%

4%

1万円未満

1万円以上
1万5千円未満

1万5千円以上
2万円未満

2万円以上
3万円未満

※ 2024年10月末調査（回答施設数27）

課税方式



課税方式の変更 ~税負担能力に公平な課税への移行~

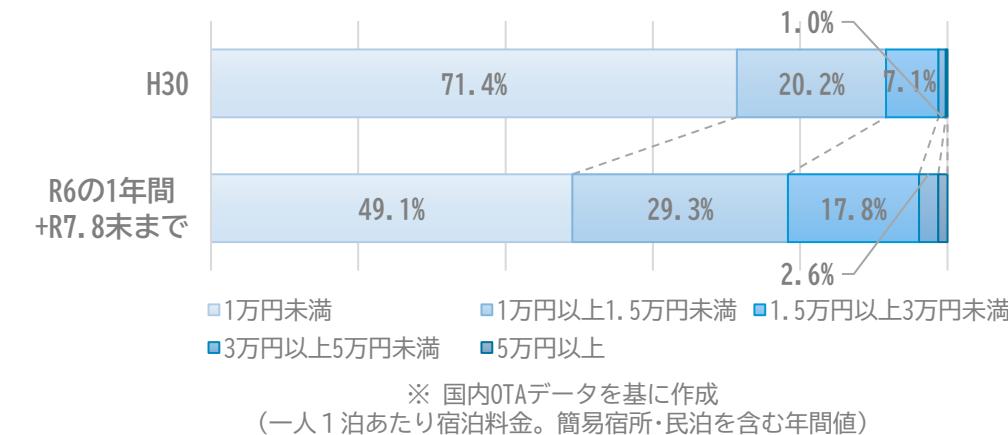
現在、都の宿泊税は、税負担能力を考慮するために定額課税の中で税率に差を設けています。一方、宿泊料金が高価格化した結果、現在の定額方式では、高価格帯の宿泊客ほど税負担率が低くなっていると考えられます。

こうした状況を踏まえ、税負担能力に対する公平性、宿泊料金の設定に対する中立性、税率の簡素な制度という観点から、課税方式を定率方式（宿泊料金に一定の割合を乗じた金額を税額とする方式）に変更することとします。

宿泊料金の高価格化による影響

- 現在の制度は、宿泊料金に応じた負担を求めつつ、簡素な制度となるよう配慮した2段階定額制です。
- 宿泊税のように、施策の受益者に税負担を求める場合、
①受益の量に応じた負担とする考え方（応益負担） ②税負担能力に応じた負担とする考え方（応能負担）があります。
- 都は、都内では様々な価格帯の施設があることなどを踏まえ、制度創設時より②の考え方を加味しています。料金やホテルのグレードを税負担能力の尺度と捉え、税額に反映させる考え方は、欧米など都に先行して観光税を導入していた国々でも採用されています。
- 一方、現在の都の制度では一人1泊15,000円以上の宿泊の税率は200円のため、15,000円の宿泊が最も税負担率が高く、宿泊料金が上がるほど税負担率は低下することになります。例えば、30,000円と15,000円では、負担率に2倍の差が生じると考えられます。
- 宿泊料金が高価格化したことで、相対的に税負担率の低い高額宿泊の割合が増え、結果として、現行の定額方式では、税負担の逆転現象が発生しているといえます。
- こうした状況を踏まえ、見直しの一つとして、国内外でも採用例がある定率制へ課税方式を変更します。宿泊料金の一定割合を税額とする定率制は、宿泊料金に対する税負担割合が常に一定になるため、応能負担を反映した課税方式と考えられます。

料金価格帯別の宿泊数構成比の推移



国内外の定率課税の事例

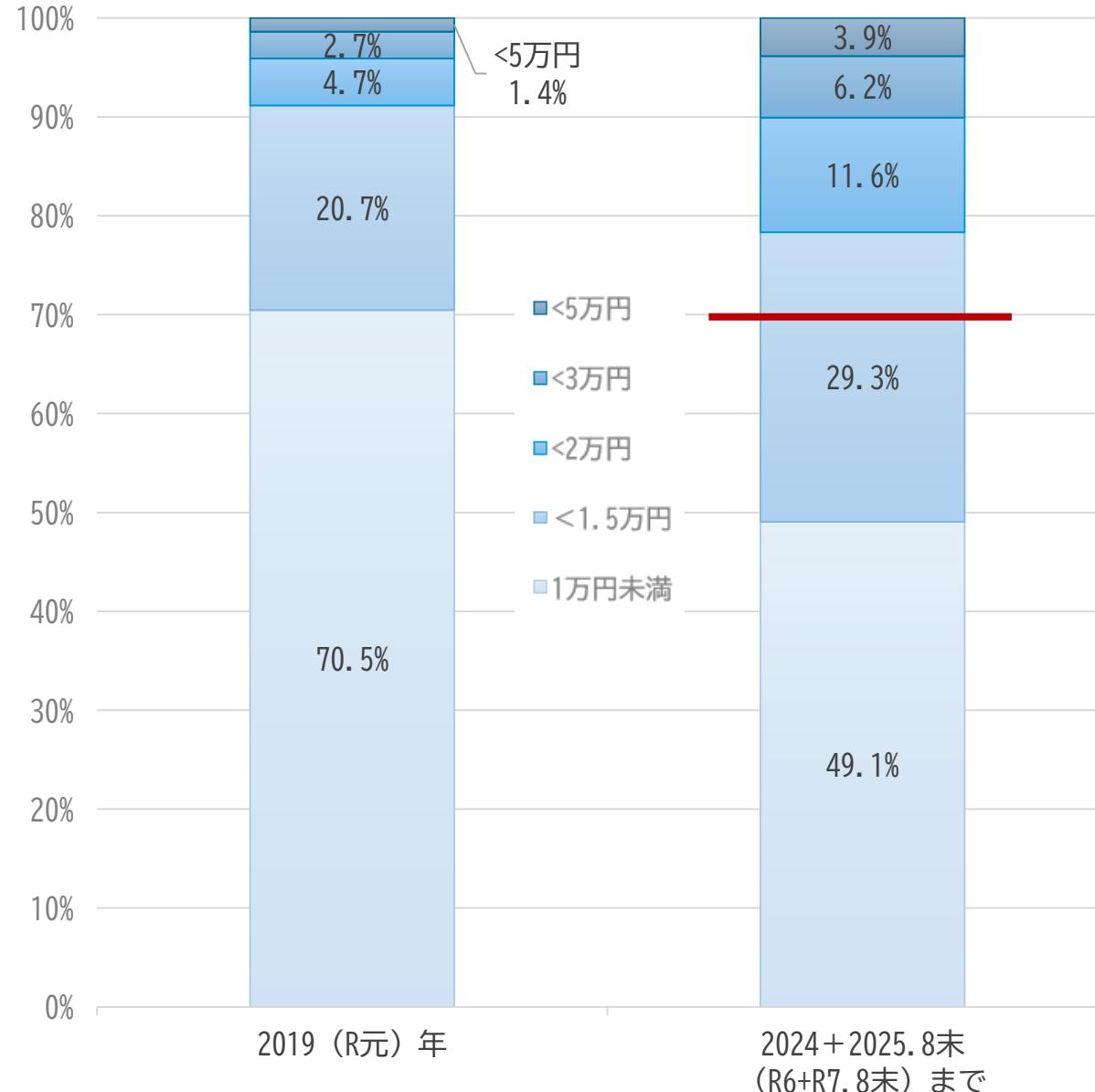
事例	税率
ハワイ	10%超
ニューヨーク	5.875%
俱知安町	3%
沖縄県（総務大臣協議中）	2%

※ 各自治体HPを基に作成

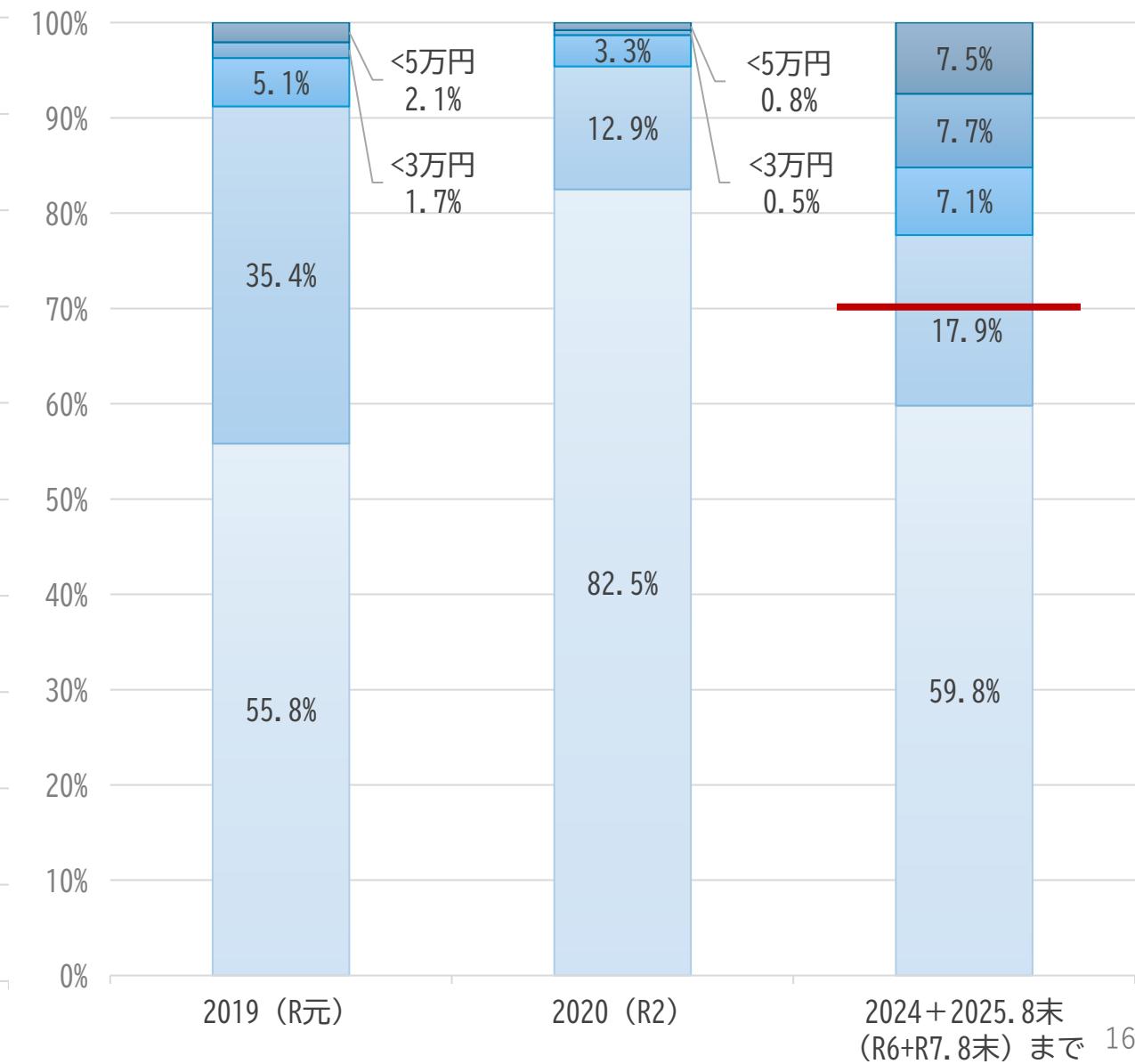
(参考) 料金価格帯別の宿泊数構成比の推移

※ 国内OTAデータを基に作成 (一人一泊料金)

旅館・ホテル・簡易宿所



新法民泊・特区民泊



課税方式の変更 ~他方式との比較~

宿泊税は各自治体が自らの権限と責任で実施する法定外税であり、その在り方は、各地方の実情などを踏まえ決めるべきものです。課税方式の見直しに関して、他自治体で採用されている方式も踏まえ検討しました。

定額多段階方式との比較

- 他自治体では応能負担を反映する手法として定額多段階方式も採用されています。この方式は、任意の価格帯ごとに一定の税額とする方式です。価格帯を広くすることで、税額計算をより簡便にできるという特徴があります。
- 一方、同一の税率となる価格帯を広くすると、料金が上がるほど負担率が下がってしまうという課題が大きくなります。
- また、税率が切り替わる水準の前後では、宿泊料金が1円下がると税額がそれ以上に下がるため、税制が宿泊料金の形成に影響を与える可能性もあります。これは経済活動に対する中立性の観点からは課題があるとも考えられます。
- 都は、今後、税の徴収や申告納入など宿泊施設の皆様の実務負担への対応も含め、今回の見直しについて、ご理解を頂けるよう対応していきます。

一律定額方式等との比較

- 全ての宿泊者が同額の負担をする一律定額方式を採用している例もあります。この制度は、一般的に、観光振興施策からの受益や、ごみや騒音等の観光に伴う生活への影響は、宿泊料金の多寡を問わず一定であり負担も同一とすべきとの考えに基づいており、各自治体が、地域の実情等を踏まえて実施しているものです。
- 都は、創設時より、税負担能力を加味する応能負担の考え方を採用しています。宿泊施設の価格帯が広い東京において、低価格帯に相対的に重い負担を求めるることは避けるべきとの考え方から、定率方式を採用することとしました。

定額多段階方式における価格誘導性

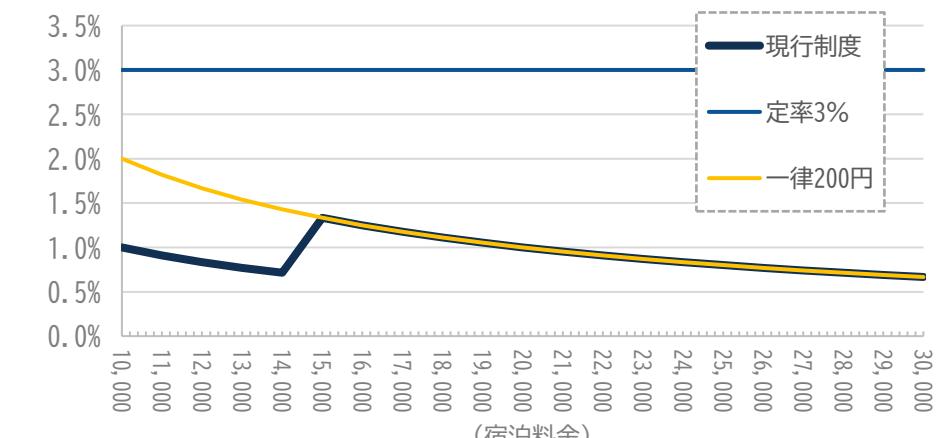
(例)3万円未満は税額300円、3万円以上は税額400円
⇒宿泊料金1円の差で税額に100円の差がつく

税額	300円	400円
宿泊料金	29,999円	30,000円

申告納入手続の簡素化



各課税方式における料金と税負担率の関係



税負担率（税率）



税率の見直し ~持続可能な観光振興の観点から~

宿泊税の導入以来、都は観光施策の充実強化により、着実に成果を挙げており、今後も観光の魅力を高めていくことは重要です。一方、ごみ問題など観光客の増加などに伴う新たな課題も生じる中、持続的な観光の発展に向けた対策の強化も必要です。

こうした中、施策の財源について、受益者である宿泊者の皆様にも応分の負担をお願いすることは重要な視点であり、都は、定率課税の導入とともに、税の負担率について、他都市の状況等も踏まえ、3%に見直します。

これにより、条例の施行後は、約120億円の增收が見込まれますが、この增收を単に既存施策の財源に充てるだけではなく、観光スポットにおけるごみ問題や混雑対策、観光の更なる質の向上に向けた取組など、積極的な施策展開に宿泊税を活用するため、来年度予算から施策の具体化を進めていきます。

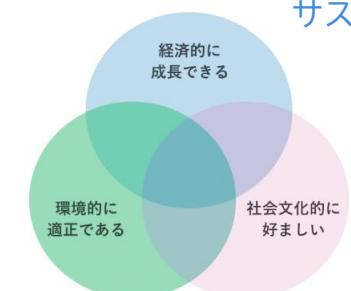
観光施策の財源の在り方

- 宿泊税の導入以来、都は観光施策の充実強化を図っており、インバウンドの増加などに伴う観光消費の増加など、着実に成果を挙げています。
- しかし、昨今では、都内でも観光スポットにおけるごみや混雑の問題が発生しており、住民生活と調和のとれた持続的な観光の発展に向けた対策の強化が必要です。
- こうした対策の財源の一部を、宿泊税として観光客の皆様に負担をお願いすることは、都民の観光への賛同の促進や、観光客の皆様にも訪問地への影響を意識して頂くという観点からも重要です。
- 都の宿泊税の税率は、国内外の制度と比較しても低い水準にあり、観光施策費の財源に占める宿泊税の割合が減少した結果、都の観光施策に係る財源確保機能は低下しました。
- こうしたことから、課税制度の見直しと併せて、税負担率についても、他の観光都市の事例なども参考しながら見直しを図ることが適当です。

	2004(H16)	2024(R6)
訪都国内旅行者	3.7億人	4.8億人
訪都外国人旅行者	418万人	2,479万人
都内観光消費	3.5兆円	9.5兆円

※ 東京都「観光客数等実態調査」を基に作成

PRIME観光都市・東京2024-2026における サステナブルツーリズムのイメージ



「経済的に成長できる」
「環境的に適正である」
「社会文化的に好ましい」の3つが重なる部分が、「サステナブル・ツーリズム」

図の出典：
日本版持続可能な観光ガイドライン（概要版）より
東京都作成

※ 「PRIME観光都市・東京 2024-2026」より

税率水準の考え方

他団体の税率との比較

- 現在の都の税率は1%程度に相当し、海外の主要諸都市や国内で導入されている宿泊税に比べ、低い税率となっています。
- 観光施策の財源について、例えば8割を宿泊税で賄うと想定した場合に、日帰り客も施策の受益があることや、公園の魅力向上など、都民の皆様も受益する施策もあることなどを踏まえると、税負担率が過重となるとの意見もあります。
- こうした観点から、他都市との税率比較を行い、競争力に配慮しつつ、今後も継続的に展開していく中核的な観光施策の費用に対する財源確保策として過重とならない税収規模を踏まえ、都は3%を見直し後の税率とします。
- 昨今、インバウンドによる生活環境への影響を踏まえ、国外旅行者のみ税負担を重くすべきとの意見や、居住地によって税負担を分けるべきとの意見もありますが、宿泊税は宿泊行為に着目して課税する税です。宿泊行為自体には居住地等による違いはないことから、宿泊税の取扱いも同じくすることが公平な制度と考えられます。
- また、制度を複雑化した場合、居住地確認や窓口説明など宿泊施設事業者の実務負担も増すと考えられます。
- こうしたことから、引き続き、国籍や居住地による税負担の区別は行わないこととします。

税率設定と税収試算

税率水準	税収試算 (課税免除1.3万円未満)	【参考】歳出充足率 (対 観光産業振興費)
4%	250億円	8割
3%	190億円	6割
2%	120億円	4割
現行制度	69億円	2割

他団体との税率の比較



※大阪府・京都市：都の価格分布に当該団体の課税方式を当てはめた場合の税率水準（試算値）

※各自治体HPを基に作成

税制の見直しに伴う取組



税制の見直しに伴う取組

宿泊税は特別徴収制度を採用しており、宿泊客の皆様から宿泊税を頂く徴収業務を担うのは、都内宿泊施設事業者の方々です。徴収された宿泊税は宿泊施設事業者から都へ申告納入されます。宿泊税は都が条例に基づき独自に課税する法定外税であることから、今回の見直しに関連して、こうした宿泊施設事業者の皆様の負担についても対応を図ります。また、税制度の見直しに関する周知広報はもとより、適切な課税等の確保に向けた税務調査も実施していきます。

申告納入手続 の簡素化

- 宿泊税見直しに向けた宿泊施設事業者の皆様へのアンケート調査では、宿泊税の申告納入事務について、負担感があるとの意見が寄せられました。
- こうした意見を踏まえ、申告納入頻度の簡素化や、手続に係る電子化などの取組について、今後、具体策を検討・実施していきます。

特別徴収に係る負担 への配慮

- 都では、制度創設時より宿泊税に関して、宿泊施設事業者の皆様に対し特別徴収交付金を交付しています。今回の見直しに関連して、こうした事業者の皆様に対する支援について、適切な見直しを図ります。
- 業務システムの活用など、宿泊施設事業者の皆様のDX推進を支援していきます。

適切な課税等の確保に 向けた取組

- 宿泊税の徴収・申告・納入が適切に行われることは、観光振興の財源確保はもとより、税制に対する信頼確保の観点でも必要不可欠です。
- 東京都主税局は、宿泊税に係る各種手続や申告納入の適正性を確保するため、関係機関とも連携しながら、民泊等の新たに対象に追加する施設も含め、適切な税務調査を実施していきます。

持続可能な観光振興と 宿泊税の役割



東京都の宿泊税

東京が各国の観光都市との競争に打ち勝つためには、世界中の人々を惹きつける東京の魅力に一層磨きをかけるとともに、旅行客が安心して滞在を楽しむことができるよう、観光振興をますます充実させていく必要があります。さらに、東京を訪れる旅行客と、都民の皆様が共存していくためには、観光スポットにおけるごみ対策など、生活や環境と調和のとれた観光振興を実現していくための施策も推進していく必要があります。

使途や課税の在り方について、時代に即した形へと見直しを図ることで、
東京都の宿泊税は、持続可能な観光振興を財政面から支えてまいります。

今後のスケジュール（予定）

2025（R 7）年11月	パブリックコメントの実施（～12月26日まで）
2026（R 8）年2月 前半	宿泊税条例の改正案公表（令和8年第一回定例会） 総務大臣協議
2027（R 9）年度中	改正条例の施行（具体的な施行日は総務大臣同意後に決定）

